

たましん円貨両替機カードご利用規定

多摩信用金庫

1. カードの利用範囲

たましん円貨両替機カード（以下「カード」といいます）は、当店（発行依頼店をいいます）のほか、当金庫本支店の円貨両替機で、当金庫の所定時間内に限りご利用ができます。なお、円貨両替機の1日あたりの利用回数ならびに両替利用枚数は、当金庫の定めによります。

2. カードの契約期間等

カードの当初契約期間は、カード発行日から最初に到来する6月末日（以下「期間満了日」といいます）までとし、期間満了日までにご本人または当金庫から解約の申出がない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. カード発行手数料

- (1) 当初契約期間のカード発行手数料は、契約時に契約日の翌月から最初に到来する6月末日までを月割計算によりお支払いください。なお、カード発行枚数が複数枚の場合は、枚数分のカード発行手数料をお支払いください。
- (2) 継続後のカード発行手数料は、当金庫所定の金額を期間満了日の翌日から1年分を前払いするものとし、毎年6月の当金庫所定の日に、ご本人の指定した預金口座（以下「指定口座」といいます）から、預金通帳、払戻請求書または小切手なしで払い戻しのうえ、カード発行手数料を自動的に引き落とします。なお、指定口座から引き落としができない場合は、前記2.の定めにかかわらず、この契約は期間満了日をもって終了するものとします。また、カード発行手数料を指定口座から引落し後、継続前の期間満了日までにご本人から解約の申出がされた場合は、充当金額を指定口座に返戻します。

4. カードの継続発行

前記3.の(2)の定めにより、指定口座からカード発行手数料を引き落とさせていただいた場合は、当金庫は期間満了日の翌日から翌年の6月末日を期限とするカードを発行し、継続前の期間満了日前までにご本人の届出住所宛に送付します。なお、カードの発行枚数が複数枚の場合は、変更等の申出がない限り当初発行した枚数を送付します。

5. カードの再発行

- (1) カードを期間満了日前に毀損または紛失された場合には、ご本人から書面によって届出てください。カードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に発行します。なお、お届け日が期間満了日の直近となる場合は、カードの再発行はいたしません。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定のカード再発行手数料を再発行の枚数分いただきます。

6. 譲渡、質入れ等の禁止

このカードは、譲渡または質入れその他第三者に利用させることはできません。

7. カードの解約

- (1) カードを期間満了前に解約する場合は、ご本人から当店に書面によって届出てください。ただし、カード発行手数料は、月割計算により解約時に解約日の翌月分から最初に到来する6月分までを返戻します。
- (2) 次のいずれかに該当した場合には、当金庫はカードの利用を停止し、カードを解約することができるものとします。
 - ① このカードが前記6.の定め反して利用された場合
 - ② このカードが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合

8. 規定の変更

当金庫は、ご利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以上
(2020.7.1改定)